

役員を選任及び会長等の選定に関する規程 新旧対照表 (案)

現 行	改 定 (案)	備 考
<p>役員を選任及び会長等の選定に関する規程</p> <p>第6条 〔選出管理委員〕</p> <p>6. 選出管理委員会の事務局は本協会及び各会長候補者との間に利害関係を有さない者により構成されるものとする。</p> <p>第8条 〔立候補〕</p> <p>1. 立候補希望者は、12月に開催することが想定されている臨時評議員会（以下「12月臨時評議員会」という。）<u>の最終の時から、12月臨時評議員会の4日後の日（以下「立候補締切日」という。）</u>までの期間に、立候補届を提出し、選出管理委員会に対して立候補の意思を表明するものとする。</p> <p>2. 立候補希望者は、前項に定める立候補に際して、評議員<u>又は理事のうちから計20名以上の推薦を得なければならない。立候補者は立候補届に推薦書を付して提出するものとする。</u></p> <p>3. 選出管理委員会は、推薦書の様式を事前に準備し、12月臨時評議員会の日に各評議員及び理事に一人につき一通ずつ配布するものとする（当該臨時評議員会に欠席した評議員及び理事には郵送にて同日付配達指定で配布される）。当該指定様式以外の書式を用いた推薦は全て無効となる。</p> <p>5. 立候補届の提出は、選出管理委員会の事務局に持参するか又は郵送によるものとする。郵送による提出の場合、<u>立候補締切日</u>までの消印があるものを有効とする。</p>	<p>役員を選任及び会長等の選定に関する規程</p> <p>第6条 〔選出管理委員〕</p> <p>6. 選出管理委員会の事務局は<u>本協会の事務局員並びに</u>本協会及び各会長候補者との間に利害関係を有さない者により構成されるものとする。</p> <p>第8条 〔立候補〕</p> <p>1. 立候補希望者は、12月に開催することが想定されている臨時評議員会（以下「12月臨時評議員会」という。）<u>を最終日とする30日間</u>の期間に、立候補届を提出し、選出管理委員会に対して立候補の意思を表明するものとする。</p> <p>2. 立候補希望者は、前項に定める立候補に際して、評議員のうちから計<u>16</u>名以上の推薦を得なければならない。</p> <p>3. 立候補届の提出は、選出管理委員会の事務局に持参するか又は郵送によるものとする。郵送による提出の場合、<u>12月臨時評議員会の日</u>までの消印があるものを有効とする。</p>	<p>運用を踏まえ、適正化</p> <p>推薦書の提出方法の変更に伴い、立候補締切日を変更</p> <p>推薦者を評議員のみとする（以下、同様）。これに伴い、必要推薦数を20から16に減じる また、推薦書の提出方法を立候補希望者が自ら集める方法から、評議員が事務局に直接送る方法に変更する</p> <p>条項の移動（次条第2項）</p> <p>立候補届の提出の締め切り日の変更（12月臨時評議員会の4日後の日→12月臨時評議員会の日）</p>

第8条の2 [評議員による推薦]

1. 前条第2項に定める評議員による推薦は、評議員が選出管理委員会の事務局に対し直接推薦書を提出する方法によるものとする。推薦書は厳封された状態で、持参するか又は郵送により提出されるものとし、郵送による提出の場合、12月臨時評議員会の日までの消印があるものを有効とする。

2. 選出管理委員会は、前項の推薦書の様式を準備し、事前に各評議員に送付するものとする。当該指定様式以外の書式を用いた推薦は全て無効となる。

3. 推薦書には、被推薦者（立候補者）の氏名（1名に限る。）、推薦者の氏名及び推薦者の所属する評議員推薦加盟団体名が記載され、推薦者の署名又は記名捺印がなされていなければならない。

4. 評議員による推薦は、当該評議員が所属する評議員推薦加盟団体の意思を十分に反映したものでなければならない。評議員推薦加盟団体は、各団体における理事会等の然るべき意思決定機関において、事前にその推薦について審議することが推奨される。

5. 選出管理委員会は、12月臨時評議員会の3日後の日に、事務局に届いたすべての推薦書を一斉に開封し、その内容を確認するものとする。

4. 推薦書には、被推薦者（立候補者）の氏名（1名に限る。）、推薦者の氏名及び推薦者の所属する団体（推薦者が評議員の場合）が記載され、推薦者の署名又は記名捺印がなされていなければならない。

5. 立候補届の提出は、選出管理委員会の事務局に持参するか又は郵送によるものとする。郵送による提出の場合、立候補締切日までの消印があるものを有効とする。

評議員による推薦にかかる条文を集約し、条として分離（新設）する。

推薦書の提出方法を立候補者が自ら集めて立候補届に添付する方法から、評議員が自ら事務局に直接送る方法に変更する

条項を移動（第8条第3項より移動）した上で、内容を修正。評議員会のWeb化等を踏まえ、推薦書の配布は「手交」ではなく「送付」によるものとする

評議員による推薦について、その所属する評議員推薦加盟団体の意思を反映させることを新たに規定する

推薦書の開封時期を規定（消印有効を踏まえ、提出締め切り日の3日後とする）

第9条 [立候補者に関する選出管理委員会の業務及び手続き]

4. 選出管理委員会は、各立候補者を推薦した評議員及びその人数に関する情報を公表しないものとする。

第14条 [選挙活動]

3. 前項の規定にかかわらず、会長候補者は、選挙活動期間に先立ち、第8条2項に定める評議員又は理事の推薦を得るために、評議員又は理事に推薦を依頼するという限定的な行為は許容される。

第15条 [評議員による選挙]

5. 本条第3項の開票にあたっては、投票箱が開けられた後、選出管理委員会は投票用紙の数を声に出して数え、投票の有効性を確認する。投票用紙の数が、発行された投票用紙の数と等しいかそれ未満の場合、投票は有効であるものとし、投票用紙の数が、発行された投票用紙の数を上回る場合、選出管理委員会は投票の無効を宣言し、上述の手続きに従って直ちに再投票を行う。

第24条 [理事会の構成]

理事会は、本協会の目的を果たすため、これまでの理事の構成を尊重し、加盟団体を代表する者をはじめとする幅広い関係者から構成されるものとする。

第9条 [立候補者に関する選出管理委員会の業務及び手続き]

4. 選出管理委員会は、全ての評議員推薦加盟団体に対して、全ての立候補希望者の氏名及び各々の立候補希望者が獲得した推薦者数を開示するものとする。これに加え、推薦書が提出された評議員の評議員推薦加盟団体に対しては、当該評議員が推薦した立候補希望者の氏名を開示するものとする。

5. 選出管理委員会は、立候補届を提出した全ての立候補希望者に対して、各々の立候補希望者が獲得した推薦者数を開示するものとする。

第14条 [選挙活動及び推薦依頼活動]

3. 前項の規定にかかわらず、立候補希望者は、推薦依頼期間(12月臨時評議員会の前日を最終日とする4週間の期間)において、第8条第2項に定める評議員の推薦を得るために、評議員に推薦を依頼することを目的とした活動(以下「推薦依頼活動」という。)を行うことができる。

第15条 [評議員による選挙]

5. 本条第2項の開票にあたっては、投票箱が開けられた後、選出管理委員会は投票用紙の数を声に出して数え、投票の有効性を確認する。投票用紙の数が、発行された投票用紙の数と等しいかそれ未満の場合、投票は有効であるものとし、投票用紙の数が、発行された投票用紙の数を上回る場合、選出管理委員会は投票の無効を宣言し、上述の手続きに従って直ちに再投票を行う。

第24条 [理事会の構成]

理事会は、本協会の目的を果たすため、加盟団体を代表する者等の関係者や各分野における専門家等から構成されるものとする。

評議員による推薦について、非公開から公開に修正。公開範囲を規定

推薦依頼活動とその期間を定義

適正化（誤記の訂正）

理事会の構成の変更を踏まえ、表現の適正化

第25条 〔組織選出理事〕

1. Jリーグ及び9地域サッカー協会から選出される理事(以下「組織選出理事」という)については、予め定められた期日までに各組織において理事の選出を行い、役員等推薦委員会に通知する。

2. 役員等推薦委員会は、前項により通知された「組織選出理事」全員について資格審査を行う。

第29条 〔理事会による選定〕

前条の評議員会後に開催される理事会は、評議員会において選任された役員を含め、以下に掲げる者を選定する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 専務理事
- (4) 常務理事

(5) 業務執行理事

- (6) 監事
- (7) 各委員会の委員長
- (8) 名誉役員

[改定]

2019年12月22日

2021年9月19日

第25条 〔加盟団体を代表する理事〕

役員等推薦委員会は、加盟団体を代表する者を理事予定者に含めることができる。

第29条 〔理事会による選定〕

前条の評議員会後に開催される理事会は、評議員会において選任された役員を含め、以下に掲げる者を選定する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 専務理事
- (4) 常務理事

- (5) 監事
- (6) 各委員会の委員長
- (7) 名誉役員

[改定]

2019年12月22日

2021年9月19日

2023年7月30日

理事会の構成の変更を踏まえた表現の適正化

即日施行

会長予定者の選出に関するガイドライン 新旧対照表（案）

現 行	改 定（案）	備 考
<p>会長予定者の選出に関するガイドライン</p> <p>4. 活動</p> <p>4. 1 会長候補者又はこれになろうとする者は、選挙活動期間中に限り、本ガイドラインの定めに従う範囲で、選挙活動を行うことができる。</p> <p>4. 2 会長候補者は、選挙活動期間において、以下の項目に限定された内容で活動書類を作成することができる。</p> <p>（1）提案する政策</p> <p>（2）提案するプログラム</p> <p>（3）過去の記録</p> <p>（4）過去の職歴</p> <p>（5）その他本人に関する情報</p> <p>4. 3 活動書類の写しは、選出管理委員会に速やかに提出されなければならない。</p> <p>4. 4 選挙活動として許される活動及び宣伝ツールは以下のものに限られる。</p> <p>（1）口頭による伝達（電話・<u>面談による依頼、本協会が指定した説明会での説明及びメディアインタビューへの回答等を含む。</u>）</p> <p>（2）パンフレットの配布及び掲示（<u>選出管理委員会が指定する書式及び配布方法に従うこと</u>）</p> <p>（3）本協会ホームページ内に本協会が設置する特設サイトへの Manifesto の掲載</p>	<p>会長予定者の選出に関するガイドライン</p> <p>4. 活動</p> <p>4. 1 会長候補者又はこれになろうとする者は、選挙活動期間中に限り、本ガイドラインの定めに従う範囲で、選挙活動を行うことができる。</p> <p>4. 2 会長候補者は、選挙活動期間において、以下の項目に限定された内容で活動書類を作成することができる。</p> <p>（1）提案する政策</p> <p>（2）提案するプログラム</p> <p>（3）過去の記録</p> <p>（4）過去の職歴</p> <p>（5）その他本人に関する情報</p> <p>4. 3 活動書類の写しは、選出管理委員会に速やかに提出されなければならない。</p> <p>4. 4 選挙活動として許される活動及び宣伝ツールは以下のものに限られる。</p> <p>（1）口頭による伝達（電話、<u>ウェブ会議又は面談等の手段による直接的な依頼や説明。各種の書類やパンフレットその他を当該説明に用いることは許容される。</u>）</p> <p><u>（2）本協会が指定した説明会での説明及びメディアインタビューへの回答</u></p> <p>（3）パンフレットの<u>広範囲な</u>配布及び<u>その内容のホームページ等への</u>掲示</p> <p>（4）本協会ホームページ内に本協会が設置する特設サイトへの Manifesto の掲載</p>	<p>口頭による伝達において各種書類を用いることができること規定</p> <p>適正化（パンフレットの内容等について選出管理委員会の許可は不要）</p>

4. 5 選挙活動において許される活動及び宣伝ツールによって提供される情報は、活動書類に記載された範囲に限られる。

5. 選挙活動期間中に禁止される行為

5. 1 選挙活動期間中においては、前項に定められた選挙活動のみが許容され、これら以外の選挙活動を行うことはできない。

5. 2 会長候補者は、選挙活動期間中における以下の行為は禁じられる。

(1) ホームページ及びソーシャルネットワーキングサービス (SNS)

ホームページ（前条に定める本協会ホームページ内に設置される特設サイトを除く）やSNSにおいて、会長予定者選出に関連する活動への支持を求めることを目的とした情報を掲載すること。

(2) 広告

会長予定者選出に関連する活動への支持を求めることを目的として、新聞、雑誌、テレビなどにおいて広告を出稿すること。また、スポンサー及び商業パートナーによって広告をすること。

(3) 飲食物の提供

評議員又は理事に対し、飲食物を提供すること。これは、会長予定者選出に関連する活動への支持を求めることを目的とするか否かにかかわらず禁止される。

(4) イベントの開催

会長予定者選出に関連する活動への支持を求めることを目的としたイベントを開催すること。

4. 5 選挙活動において許される活動及び宣伝ツールによって提供される情報は、活動書類に記載された範囲に限られる。

4. 6 推薦依頼期間には、4. 4 (1) に定めた形式で、各評議員及びその評議員推薦加盟団体に対して直接働きかける行為のみが許容され、その他の活動は認められない。

5. 推薦依頼期間及び選挙活動期間中に禁止される行為

5. 1 推薦依頼期間及び選挙活動期間中においては、前項に定められた活動のみが許容され、これら以外の活動を行うことはできない。

5. 2 会長候補者は、推薦依頼期間及び選挙活動期間中における以下の行為は禁じられる。

(1) ホームページ及びソーシャルネットワーキングサービス (SNS)

ホームページ（前条に定める本協会ホームページ内に設置される特設サイトを除く）やSNSにおいて、会長予定者選出に関連する活動への支持を求めることを目的とした情報を掲載すること。

(2) 広告

会長予定者選出に関連する活動への支持を求めることを目的として、新聞、雑誌、テレビなどにおいて広告を出稿すること。また、スポンサー及び商業パートナーによって広告をすること。

(3) 飲食物の提供

評議員又は理事に対し、飲食物を提供すること。これは、会長予定者選出に関連する活動への支持を求めることを目的とするか否かにかかわらず禁止される。

(4) イベントの開催

会長予定者選出に関連する活動への支持を求めることを目的としたイベントを開催すること。

推薦依頼期間に許容される活動を定義。

(5) ネガティブキャンペーン

メディア又はその他の者に対して、他の会長候補者を非難するよう依頼すること。

5. 3 前項に掲げる禁止行為以外の行為で、本協会の各種規程及び本ガイドラインに違反すると認められる場合は、選出管理委員会の職権により当該行為を禁止することができる。

6. 1 会長予定者選出に関連する活動への支持を求めることを目的とした以下の行為は選挙活動期間中か否かにかかわらず、常に禁止される。

(5) ネガティブキャンペーン

メディア又はその他の者に対して、他の会長候補者を非難するよう依頼すること。

5. 3 前項に掲げる禁止行為以外の行為で、本協会の各種規程及び本ガイドラインに違反すると認められる場合は、選出管理委員会の職権により当該行為を禁止することができる。

6. 1 会長予定者選出に関連する活動への支持を求めることを目的とした以下の行為は常に禁止される。

[改正]

2023年7月30日